

政令第二百三三号

株式会社産業再生機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社産業再生機構法の施行期日は、平成十五年四月十日とする。

理由

株式会社産業再生機構法の施行期日を定める必要があるからである。